

生活衛生課

許認可等の内容	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可
根拠法令等及び条項	墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項
行政庁	静岡市長
法令の定め	<p>墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>静岡市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「条例」という。）</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第2条 市長は、法第10条第1項の墓地等の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地等の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地等が次条から第7条までに規定する基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 地方公共団体が墓地等を經營しようとするとき。</p> <p>(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人が同法第2条に規定する活動を行うため墓地等を經營しようとするとき。</p> <p>(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人が事業活動を行うため墓地等を經營しようとするとき。</p> <p>(4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が同法第62条第1項に規定する社会福祉施設に入所している者のため墓地等を經營しようとするとき。</p> <p>(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体で、同項の規定による市長の認可を受けたものが、その構成員又は構成員の親族のため墓地等を經營しようとするとき。</p> <p>(6) 災害の発生又は公共事業の施行によりやむを得ず墓地等の移転が必要となった者が当該墓地等を移転して經營しようとするとき。</p>

2 前項の規定は、法第10条第2項の規定による変更の許可の申請があった場合に準用する。

(墓地等の権利関係)

第3条 墓地等の敷地及び施設は、当該墓地等を経営する者が所有し、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならない。

(墓地及び火葬場の設置場所)

第4条 墓地及び火葬場の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 飲料水を汚染するおそれがないと認められる場所であること。
- (2) 地すべり、出水等の災害のおそれの少ない場所であること。

(墓地の構造設備)

第5条 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 墓地の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、土地の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 個々の墳墓（墳墓ごとに区画された土地を含む。以下同じ。）に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路が設けられていること。ただし、墓地の構造設備が特殊であり必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- (3) ごみ処理設備、給水設備及び排水設備が設けられていること。ただし、公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 管理事務所、便所及び駐車場が設けられていること。ただし、周囲の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。

2 敷地面積が5ヘクタール以上の墓地（墓地を拡張する場合において、既存の部分の面積に拡張する部分の面積を加えて5ヘクタール以上となるときは、その拡張する部分に限る。）は、前項に規定するもののほか、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 墳墓の面積の総計は、全墓地面積の3分の1以下であること。
- (2) 墓地の周囲にはかん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には緑地が適正に配置されていること。
- (3) 墳墓1区画当たりの面積は、3平方メートル以上であること。

(納骨堂の構造設備)

第6条 納骨堂の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 耐火構造であること。

	<p>(2) 換気設備又は空調設備が設けられていること。</p> <p>(3) 確実に施錠できる錠を備えていること。</p> <p>(4) 礼拝に必要な施設、管理事務所、休憩所、便所及び駐車場が設けられていること。 ただし、周囲の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(火葬場の構造設備)</p> <p>第7条 火葬場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 火葬場の境界には、周辺の景観と調和した垣根等が設けられていること。</p> <p>(2) 火葬炉は、防臭及び防じんについて十分な能力を有するものであること。</p> <p>(3) 霊安所及び残灰庫が設けられていること。</p> <p>(4) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合所、便所及び駐車場が設けられていること。</p>
<p>審査基準</p>	<p>基準 (未設定の場合はその理由)</p> <p>1 条例第4条第1号の「飲料水を汚染するおそれがないと認められる場所」とは、水道の水源又は飲用井戸等を汚染する可能性が客観的に認められない場所をいい、そのような場所に当たるかどうかは、墳墓と水道の水源又は飲用井戸等の距離及び位置並びに死体を葬る方法のほか、必要に応じ実施した調査によって判明した事情その他の一切の事情を総合的に考慮して判断します。</p> <p>2 条例第4条第2号の「地すべり、出水等の災害のおそれの少ない場所」とは、災害が発生する可能性がほとんどない場所をいい、そのような場所に当たるかどうかは、墓地又は火葬場を設置しようとしている土地の状況、その土地において災害が発生する可能性の有無、その可能性の程度その他の一切の事情を総合的に考慮して判断します。</p> <p>3 条例第5条第1項第1号の「垣根等」とは、外からの視線をある程度遮ることができるものであることを要するものとします。</p> <p>4 条例第5条第1項第3号ただし書の「公衆衛生上支障がないと認められる場合」とは、その墓地の近接した場所にごみ処理設備若しくは給水設備が設けられており、かつ、それらのごみ処理設備若しくは給水設備をその墓地のために使用することができる場合又は周囲の状況等から墳墓の周囲や通路に雨水及び汚水が滞留する可能性がないと客観的に認められる場合をいいます。</p> <p>5 条例第5条第1項第4号の「管理事務所」とは、墓地の維持管</p>

		<p>理及び墓地に係る事務処理等を支障なく行うことができる建築物であることを要するものとします。</p> <p>また、同号ただし書の「周囲の状況により必要がないと認められる場合」とは、その墓地の近接した場所に管理事務所が設けられており、かつ、その墓地の維持管理及びその墓地に係る事務処理等を支障なく行うことができると認められる場合又はその墓地の近接した場所に便所若しくは駐車場が設けられており、かつ、それらの便所若しくは駐車場をその墓地のために使用することができるものと認められる場合をいいます。</p> <p>6 条例第6条第1号の「耐火構造」とは、耐火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号の耐火構造をいう。）、準耐火構造（同条第7号の2の準耐火構造をいう。）又は防火構造（同条第8号の防火構造をいう。）に相当する構造であって、内部の納骨設備には、不燃材料（同条第9号の不燃材料をいう。）を用いることを要するものとします。</p> <p>7 条例第6条第4号ただし書の「周囲の状況により必要がないと認められる場合」とは、その納骨堂の近接した場所に管理事務所が設けられており、かつ、その納骨堂の維持管理及びその納骨堂に係る事務処理等を支障なく行うことができると認められる場合又はその納骨堂の近接した場所に礼拝に必要な施設、休憩所、便所若しくは駐車場が設けられており、かつ、それらの礼拝に必要な施設、休憩所、便所若しくは駐車場をその納骨堂のために使用することができるものと認められる場合をいいます。</p>
	設 定 年 月 日	平成15年4月1日設定（令和6年4月26日最終設定）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合は その理由)	検査実施後30日
	設 定 年 月 日	平成15年4月1日設定（ 年 月 日最終設定）